（略）		
第十八条第四項	（略）	（略）
	（略）	（略）
第十九条	法第三十二条第三号	法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条第三号
	有料の職業紹介事業	無料の職業紹介事業
（略）		
第二十三条第三項	（略）	
	第十八条第三項第一号チからルまで	第二十五条の三第三項第二号から第五号まで
	（略）	
	同号ヌ	同項第四号
（略）		
第二十三条第五項	（略）	
	法人にあつては第十八条第三項第一号ヌに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号ニの書類のうち履歴書及び受講証明書	第二十五条の三第三項第四号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書
（略）		

3　法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書及び受講証明書並びに当該職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

五～七　（略）

4・5　（略）

（略）		
第十八条第四項	（略）	（略）
	（略）	（略）
（新設）		
（略）		
第二十三条第三項	（略）	
	第十八条第三項第一号ト、チ、リ及びヌ	第二十五条の三第三項第二号から第五号まで
	（略）	
	第十八条第三項第一号リ	第二十五条の三第三項第四号
（略）		
第二十三条第五項	（略）	
	法人にあつては第十八条第三項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書及び受講証明書	第二十五条の三第三項第四号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書
（略）		

3　法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書及び受講証明書

五～七　（略）

4・5　（略）